

## 別紙第 2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）を次のとおり改正するよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 55歳を超える職員の給料月額の特減支給等

ア 当分の間、55歳を超える職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員、医療大学の学長の職にある職員、再任用職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員、特定任期付職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条に規定する任期付職員を除く。）に対する給料月額の特減に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の0.7を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額）を減ずること。

イ アの適用を受ける職員に対する地域手当の特減に当たっては、その者の地域手当の月額から、アにより減ずる額に相当する額に地域手当の特減割合を乗じて得た額を減ずること。

ウ アの適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び退職者の給与の特減に当たっては、ア及びイに準ずること。

給料表	職務の級
行政職給料表	5 級
公安職給料表	6 級
海事職給料表	5 級
教育職給料表 (一)	3 級
教育職給料表 (二)	3 級
教育職給料表 (三)	3 級
研究職給料表	4 級
医療職給料表 (二)	5 級
医療職給料表 (三)	5 級
福祉職給料表	4 級

### (3) 平成23年 4 月 1 日における号給の調整

平成23年 4 月 1 日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員，第1号任期付研究員，第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）のうち，平成22年 4 月 1 日に昇給した職員その他これに準ずる職員として人事委員会規則で定めるものの平成23年 4 月 1 日における号給（平成23年 4 月 1 日に昇給する職員にあっては，当該昇給後の号給）を1号給上位の号給とすること。

### (4) 諸手当

#### ア 住居手当

自らの所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるものに対する住居手当及び単身赴任手当を支給される職員でその所有に係る住宅に配偶者が居住しているものに対する住居手当は，廃止すること。

#### イ 期末手当及び勤勉手当

##### (ア) 平成22年12月期以降の支給割合

##### a b 及び c 以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし，同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。再任用職員については，同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし，同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

##### b 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし，同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については，同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし，同月に

支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分とすること。

(イ) 平成23年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分及び1.375月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分及び1.175月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分及び0.775月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.775月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.325月分及び0.425月分とすること。

## 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表（任期付職員海事職給料表、任期付職員医療職給料表（一）及び任期付職員福祉職給料表を除く。）を別記第2のとおり改定すること。

### (2) 期末手当

特定任期付職員の期末手当の支給割合については、次のとおりとすること。

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び

1.55月分とすること。

### 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

### 4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（1の(2)の適用を受ける職員にあつては、当該額から、当該額に1の(2)のアに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を給料として支給すること。

(1) 平成21年12月1日において現行の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号。5の(2)のアにおいて「平成18年改正条例」という。）付則第7項第1号に掲げる職員であつた者（(2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.59

(2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員、医療大学の学長の職にある職員及び第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.83

(3) 医療大学の学長の職にある職員 100分の99.44

### 5 改定の実施時期等

#### (1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月

の初日（公布の日が月の初日であるときは，その日）から実施すること。ただし，1の(3)並びに(4)のア及びイの(イ)，2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては，平成23年4月1日から実施すること。

## (2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成22年12月に支給する期末手当の額は，当該期末手当の1の(4)のイの(ア)，2の(2)のア又は3の(2)のアによる改定後の額（以下「基準額」という。）から，ア及びイに掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は，支給しないこととすること。

また，ア及びイに掲げる額を算定する際には，減額措置前の職員の給与とすること。

ア 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄，職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（当該期間に1の(2)を適用したとするならば給料月額の減額を受けることとなる職員及び平成18年改正条例付則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員を除く。），医療職給料表（一）の適用を受ける職員，第2号任期付研究員若しくは任期付職員海事職給料表，任期付職員医療職給料表（一）若しくは任期付職員福祉職給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（同年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては，その調整対象職員となった日（当該日が2以上あるときは，当該日のうち人事委員会規則で定める日）において調整対象職員が受けるべき給料，管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，単身赴任手当の基礎額，へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額の合計額に100分の0.29を乗じて得た額に，同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において，在職しなかった期間，給料を支給されなかった期間，調整対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては，当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

イ 平成22年6月1日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）の同月の期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.29を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで
	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から32号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで
	6 級	1 号給から16号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
公安職給料表	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から72号給まで
	4 級	1 号給から56号給まで
	5 級	1 号給から32号給まで
	6 級	1 号給から24号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
海事職給料表	1 級	1 号給から69号給まで
	2 級	1 号給から69号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から40号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から12号給まで
教育職給料表 (一)	1 級	1 号給から72号給まで
	2 級	1 号給から52号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで
	4 級	1 号給から12号給まで
教育職給料表 (二)	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から24号給まで
教育職給料表 (三)	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで

研究職給料表	1 級	1 号給から96号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで
	4 級	1 号給から24号給まで
	5 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表 (二)	1 級	1 号給から85号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から12号給まで
医療職給料表 (三)	1 級	1 号給から96号給まで
	2 級	1 号給から80号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から 8 号給まで
福祉職給料表	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から68号給まで
	3 級	1 号給から44号給まで
	4 級	1 号給から36号給まで
	5 級	1 号給から16号給まで
任期付職員行政職給料表	1 級	—
	2 級	—
	3 級	—
	4 級	—
	5 級	—
	6 級	—
	7 級	—
任期付職員教育職給料表 (一)	1 級	—
	2 級	—
	3 級	—

任期付職員教育職給料表（二）	1 級	—
	2 級	—
	3 級	—
任期付職員医療職給料表（二）	1 級	—
	2 級	—
	3 級	—
	4 級	—
	5 級	—
	6 級	—
任期付職員医療職給料表（三）	1 級	—
	2 級	—
	3 級	—
	4 級	—
	5 級	—
	6 級	—

備考 給料表欄に掲げる給料表のうち、任期付職員行政職給料表以下のものは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条に規定する任期付職員に適用する給料表をいう。

### (3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。